

温室効果ガス排出・吸収量目録関連業務 367百万円（190百万円）

エネルギー特別会計 261百万円（ 0百万円）
一般会計 105百万円（190百万円）

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 事業の必要性・概要

2010（平成22）年12月に開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において、「2020（平成32）年までの温室効果ガス削減に関するカンクン合意」の施策である「測定、報告、検証（MRV）の強化」の一つとして、国別報告書（NC）及び隔年報告書（BR）の作成と、これら報告書の専門家による技術的な審査及び多国間の国際的な評価を行うこととされた。2014（平成26）年から2015（平成27）年にかけて、2014（平成26）年1月に提出する第6回NC及び第1回BRについて審査等が行われる予定であり、適切な準備・対応を行い、国際的な説明責任を果たす必要がある。

また、2013（平成25）年以降の温室効果ガスインベントリに適用される新ガイドラインでは、対象ガスや排出源の追加、温暖化係数（GWP）の変更など、算定方法の再構築が求められている。我が国としては、新ガイドラインに対応しつつ、正確な温室効果ガスの排出量の把握に努めるとともに、国際的なMRVの強化に対して主導的な対応を行うことで、京都議定書第一約束期間が終了する2013（平成25）年以降も、温室効果ガス排出削減を着実に実施する姿勢を示していく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

我が国が提出する第6回NC及び第1回BRが、平成26年度より専門家による技術的審査や多国間評価を受けることから、国際的なMRVに対応するための科学的知見等の収集・整理を行うとともに、他国の報告書の内容など多国間評価への対応に必要な情報を整理し、適切な準備・対応を行う。

また、新ガイドラインの内容に適合した我が国の精緻な算定方法を検討・確立するとともに、提出期限である平成27年4月までに、新ガイドラインに対応した温室効果ガスインベントリを作成し、確実に国連へ提出する。

3. 施策の効果

新ガイドラインへの移行後も正確な温室効果ガス排出量が算定されるとともに、京都議定書第一約束期間終了後も、我が国における温室効果ガス排出削減を着実に実施する姿勢を、国内外へ示すことができる。

気候変動枠組条約・カンクン合意

国際的なMRV(測定、報告、検証)の強化

隔年報告書

(2年ごと、提出)

- ◆ 緩和行動の成果
- ◆ 温室効果ガス排出量の将来予測
- ◆ 途上国の支援 など

国別報告書

(4年ごと、提出)

- ◆ 国家情勢
- ◆ 政策・措置
- ◆ 気候変動の影響
- ◆ 技術開発 など

確実な国連報告

適切な審査の準備、対応

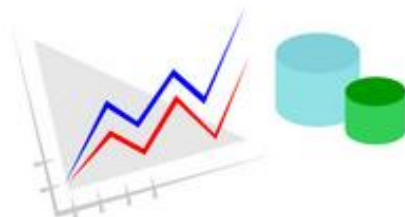
【施策の効果】

- 温室効果ガス排出量等の精緻化
- 我が国における温室効果ガスの排出削減への姿勢を国内外へ示す

温室効果ガスインベントリ

(毎年、提出)

- ◆ 新ガイドライン **NEW**
- ◆ 対象ガス追加 **NEW**
- ◆ 算定方法の精緻化 など



温室効果ガスインベントリ、隔年報告書等に関するスケジュール（H25～H28）

